



地元メニュー開発 支援補助金

申請
受付中

■対象事業

日吉津村内産の食材を使った
新メニュー・新商品の開発

■対象者の要件

- 日吉津村内に店舗等がある方
- 開発したメニュー・商品を販売できる方 他

■補助対象経費

- 試作品を作るための食材・材料費や包装資材費
- 新メニュー・新商品を作成するために必要となる調理器具等の購入費 等

■補助金額

1事業者あたり上限40万円（対象経費の2/3補助）

詳しくは日吉津村ホームページをご覧ください >>>



【お問合せ・申請書提出先】

日吉津村役場総務課ひえづ創生推進室

電話0859-27-5954 電子メールsoumu@vill.hiezu.lg.jp

補助金活用に関するQ&A

Q 開発に向かいたいが申請方法がわからない。

A お気軽にお問い合わせください。(電話0859-27-5954)

Q 複数の食材を使ったメニューを開発するが、地元食材以外を使ってもよいか。

A 日吉津産以外の食材も使われて構いませんが、日吉津産食材をPRできるメニューの開発をお願いします。

Q 使用する食材は、日吉津村内で生産されたものに限られるのか。

A 日吉津村内で生産される種類の食材を使用していただくようお願いします。

Q 時期や流通量等によっては、日吉津村内で生産されたその食材が手に入らないこともある。

A できるだけ日吉津産のものをお使いいただきたいですが、手に入らない場合には、村外産のものを使われてもかまいません。

Q 日吉津村産の食材を使用するのは、開発時(補助金を活用する期間)だけか、それ以降もか。

A 地元食材のPRや高付加価値化等を目的とした補助金ですので、開発時以降も、日吉津村産食材の活用をお願いします。

Q 要件にある「販売できる者」とは。

A 開発するだけでなく、実際に店舗等で提供し、地元食材のPRにつなげていただける方を指します。ただ、通年販売が難しいものは季節限定販売ということもあると想定します。

Q 補助金で購入した機材等を他のことに使っても構わないか。

A 補助事業で取得した財産等は、基本的には補助金の目的以外に使用したり、勝手に処分したりすることはできません。

Q 食材の入手に当たって、生産者の方を紹介してもらえるか。

A 場合によっては可能です。例えば、販売されている商品に記載された村内の生産者の方をお知らせいただければ、おつなぎできるかもしれません。

Q 実績報告の時に領収書等の添付を求められるが、村内産の食材であることまで確認できるものが必要か。

A レシートなどで、販売店と食材とそれぞれの金額が確認できればけっこうです。領収書に記載がない場合は、内訳をお示ください。

Q 既に村内産の食材を使って新商品を開発しているが、補助対象になるか。

A 補助金は、申請をいただき、交付決定して以降の経費が対象ですので、既に開発されたものについての経費は補助対象とはなりません。

Q 申請した経費は全てが補助対象となるか。

A 予算に限りがあるため、先着順で補助対象者を決定します。なお、予算の都合により、経費の一部のみを補助対象とさせていただく場合があることをご了承ください。また、開発に必要なものか等、お問い合わせすることがあるかもしれません。

Q 申請期限はあるか。

A 申請期限は設けておりませんが、予算がなくなった時点で受付を終了します。また、開発は、申請をいただいて村が交付決定してから始めて、令和7年12月までに完了いただく必要がありますので、それを考慮して申請準備をお願いいたします。